

地域金融機関に期待される役割

金融庁 西田直樹

現在、政府においては、地方創生や一億総活躍社会の実現を重点施策として掲げ、様々な施策に取り組んでいるところであるが、そうした中で、地域金融機関に期待される役割は、大変大きいものと認識している。

具体的には、地域金融機関においては、それぞれ地元と位置づける地域の経済や産業等の現状・将来見通し、課題等に関する分析結果も活用して、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）し、融資のみならず様々な本業支援等を通じて、地域の企業や産業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進を図ることにより、日本経済の持続的成長や地方創生等に貢献していくことが強く期待されている。

金融庁では、こうした基本的な考え方の下、昨年9月に策定・公表した「金融行政方針」に基づいて、引き続き、日常のオン・オフ一体のモニタリングを通じて、地域金融機関が“組織全体として継続的に”事業性評価やそれに基づく解決策の提案・実行支援（真の意味での地域密着型金融の実践）に取り組むよう促すとともに、本事務年度は、特に、金融仲介機能の“質”の改善を目指して以下の施策に重点的に取り組んでいるところである。

- ① 融資先企業へのヒアリング（本事務年度中に 1,000 社程度）により、取引金融機関に対する顧客企業の評価を把握し、それを基に金融機関との対話を進める。
 - － 金融サービスの質を評価するに際しては、その利用者である企業側の期待や真のニーズを知ることが重要。
- ② 金融機関のガバナンスを重点的に検証し、その改善を促す。
 - － 金融機関が質の高い金融仲介機能を組織全体として継続的に発揮（持続可能なビジネスモデルを構築）していくためには、それを支える経営トップのリーダーシップも含めた適切なガバナンスを構築することが重要。
- ③ 金融機関の地方創生に向けた金融仲介の取組み状況を客観的に評価出来る多様なベンチマークを検討する。
 - － 金融機関との間で、事業性評価に基づく融資や本業支援等について、より具体的で深みのある対話を行うためには、各金融機関の金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる目線を策定する必要。
- ④ 外部有識者を含めた「金融仲介の改善に向けた検討会議」を開催し、担保・保証依存の融資姿勢からの転換、企業・産業の生産性向上への金融仲介のあるべき姿等を議論する。
 - － 金融庁は、外部の専門家の積極活用等により、金融行政について民間の有識者の有益な意見や批判が継続的に反映される意思決定の仕組みの構築に取り組んでいくこととしており、本検討会議はその一環として設置。